平成２２年（フ）第２１１号
新潟市西区坂井東４丁目34番14号　グランドハイツ梨本Ｅ－３号
債務者　滝澤美砂子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１２号
新潟市中央区赤坂町１丁目3206番地１　コーポ花の井102号、前住所新潟市東区河渡２丁目２番13号　田中荘Ｂ棟
債務者　佐藤　理香
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９２号
愛知県稲沢市祖父江町甲新田六軒21番地
債務者　山田　　修
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１５９号
愛知県一宮市富士１丁目15番８－402号　モアグレース富士Ⅱ
債務者　松永　敬子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１８８号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字宮北23番地
債務者　梶浦　俊夫
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１９２号
愛知県江南市藤ケ丘５丁目１番地４　江南団地87棟106号
債務者　山口　和利
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１９８号
愛知県一宮市昭和２丁目７番18号
債務者　炉ばたいしかりこと　大渡美代子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１９０１号
京都市中京区聚楽廻西町96番地３
債務者　山本　啓子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１５号
京都市右京区嵯峨野高田町37番地16
債務者　野田かおり
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
京都市右京区西院久田町21番地１　レックスシティ京都西院507
債務者　平山　和治（旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
京都市左京区下鴨森ケ前町28番地　ハイツ葵101号
債務者　笠井理恵子（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
京都市右京区西京極南庄境町21番地　エースメディカルビル204号
債務者　田端　秀明
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
京都府宇治市伊勢田町南遊田14―11　岩成峯明方、住民票上の住所埼玉県上尾市大字小敷谷994番地７
債務者　石田あゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
京都府宇治市宇治乙方48番地　リビエール宇治301号
債務者　中村　稲子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
京都市下京区西木屋町通上ノ口下る梅湊町95番地　朝日プラザ高瀬川505号
債務者　亀岩茂正こと　徐　　茂正
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６７９号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地14棟501号
債務者　川村　博史
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９２号
京都市西京区松室中溝町38番地の２
債務者　山崎　義昭
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係